

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 住宅・土地税制</p>	<p><b>1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の拡充</b>  住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除につき次の特例措置を講ずる。  (1) 住宅の取得等で<b>特別特例取得</b>に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を<b>令和3年1月1日から令和4年12月31日</b>までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の<b>3年間延長の特例</b>を適用できることとする。  (注) 「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる<b>消費税の税率が10%</b>である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。  イ. 居住用家屋の<b>新築</b>  → <b>令和2年10月1日から令和3年9月30日</b>までの期間  ロ. 居住用家屋で<b>建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅</b>の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等  → <b>令和2年12月1日から令和3年11月30日</b>までの期間  (2) 上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が<b>40㎡以上50㎡未満</b>である住宅の用に供する家屋についても<b>適用できる</b>こととする。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が<b>1,000万円を超える</b>年については、<b>適用しない</b>。  (注1) 上記(1)及び(2)について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。  (注2) 上記(1)及び(2)について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置を講ずる。  (3) 要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の拡充</b>  個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、次の特例措置を講ずる。  (1) 住宅の取得等で<b>特別特例取得</b>に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を<b>令和3年1月1日から令和4年12月31日</b>までの間にその者の居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の<b>3年間延長の特例</b>の適用がある者のうち、適用年の各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を<b>控除した残額があるもの</b>については、<b>翌年度分の個人住民税</b>において、当該残額に相当する額を当該年分の<b>所得税の課税総所得金額等の額に7%</b>を乗じて得た額(<b>最高13.65万円</b>)の控除限度額の範囲内で減額する。  (注) 特別特例取得…上記1(1)の(注)を参照</p> <p><b>3. 税務署長による特別控除措置</b>  税務署長が納税者から提供された既存住宅等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした当該既存住宅等の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅を、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の対象となる既存住宅等に含めることとする。  ※個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の対象となる既存住宅等の確認方法について、本見直しに伴い、所要の措置を講ずる。</p>	<p>◆別紙「参考資料」<b>18,19</b>頁参照</p> <p>※現行適用要件  ①新築又は取得した住宅の床面積が<b>50㎡以上</b>  ②特別控除を受ける年分の合計所得金額が<b>3,000万円以下</b></p> <p>※上記の改正は、令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	Ⅱ 金融・証券税制	<p><b>1. 延長・拡充等</b></p> <p>(1) 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度につき次の措置を講ずる</p> <p>① 次に掲げる書類の金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、金融機関の営業所等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。</p> <p>イ. (特別) 非課税貯蓄申込書 ロ. (特別) 非課税貯蓄限度額変更申告書 ハ. (特別) 非課税貯蓄に関する資格喪失届出書 ニ. (特別) 非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書 ホ. (特別) 非課税貯蓄に関する異動申告書 ヘ. (特別) 非課税貯蓄廃止申告書 ト. (特別) 非課税貯蓄者死亡届出書 チ. (特別) 非課税貯蓄相続申込書</p> <p>② 金融機関の営業所等の長に係る措置…省略</p> <p>(2) 次に掲げる書類の公社債等の利子等の支払をする者等に対する書面による提出に代えて、公社債等の利子等の支払をする者等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。</p> <p>① 公社債等の利子等の非課税申告書 ② 国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書 ③ 金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書 ④ 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書</p> <p><b>(3) 同族会社が発行した社債の利子</b></p> <p>同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。</p> <p>また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。</p> <p>(注) 上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の<b>50%超の保有関係がある個人等</b>をいう。</p> <p>(4) 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度について、勤労者等、勤務先の長、事務代行先の長又は金融機関の営業所等の長は、次に掲げる書類について、当該書類の提出を受けるべき者に対し、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を行うことができることとするなど所要の措置を講ずる。</p> <p>イ. 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書 ロ. 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度額変更申告書 ハ. 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄に関する異動申告書 ニ. 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄の勤務先異動申告書 ホ. 転職者等の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書 ヘ. 海外転勤者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書 ト. 海外転勤者の(特別)国内勤務申告書 チ. 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅(年金)貯蓄継続適用申告書 リ. 育児休業等期間変更申告書 ヌ. 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄廃止申告書 ル. 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書 ヲ. 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書 ワ. 一回に支払を受ける年金の額を記載した書面 カ. 事業譲渡等に関する書類 ヨ. 退職等に関する通知書 タ. 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書に記載した氏名等に変更があった場合の届出書</p>	<p>※上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用する。</p> <p>◆付録①参照</p> <p>(注)左記イからカまでに掲げる書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、給与所得者の扶養控除等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合と同様の要件を満たしていなければならない。</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅱ. 金融・証券税制 (続)</p>	<p>(5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 特定口座内保管上場株式等移管依頼書の書面による提出に代えて、当該特定口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとする。</p> <p>② 次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を不要とする。</p> <p>イ. 特定口座源泉徴収選択届出書 ロ. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 ハ. 特定管理口座開設届出書 ニ. 特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書 ホ. 特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書 ヘ. 営業所の移管又は勘定の設定・廃止に係る特定口座異動届出書 ト. 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書</p> <p>③ 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入できることとする。</p> <p>(6) N I S A 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (N I S A) について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を不要とする。</p> <p>イ. 金融商品取引業者等変更届出書 ロ. 非課税口座廃止届出書 ハ. 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書 ニ. 非課税口座内上場株式等移管依頼書 ホ. 未成年者口座非課税口座間移管依頼書 ヘ. 特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書 ト. 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書 チ. 非課税口座移管依頼書</p> <p>② 平成 29 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和 3 年 4 月 1 日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知していないものについて、令和 3 年分以後の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定するための手続を設ける。</p> <p>(7) ジュニア N I S A 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (ジュニア N I S A) について、次に掲げる書類の書面による提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供の際に併せて行うこととされている住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を不要とする。</p> <p>① 未成年者口座廃止届出書 ② 未成年者口座内上場株式等移管依頼書 ③ 特定口座以外の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書 ④ 未成年者口座移管依頼書</p> <p>(8) エンジェル税制 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を 1 年延長する。</p>	<p>※③の改正は令和4年分以後の所得税につき適用する(個人住民税も同様)。</p>



税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅲ 租税特別措置等</p>	<p><b>1. セルフメディケーション税制</b>                      特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。                      (1) 本特例の対象となる<b>医薬品の範囲</b>について、次の<b>見直し</b>を行う。                      ① 所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の<b>効果が低い</b>と認められるものを<b>除外</b>する。                      ② スイッチOTC医薬品と同種の<b>効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品(スイッチOTC医薬品を除く。)</b>で、療養の給付に要する費用の適正化の<b>効果が著しく高い</b>と認められるもの(3薬効程度)を対象に<b>加える</b>。                      (注) 上記の具体的範囲は、専門的な知見を活用して決定する。                      (2) 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(以下「<b>取組関係書類</b>」という。)については、確定申告書への<b>添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要</b>とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととする。                      (注) 確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の<b>明細書</b>には、その<b>取組に関する事項を記載</b>しなければならない。</p>	<p>※左記改正は令和4年分以後の所得税及び令和5年度分以後の個人住民税について適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>40</b>頁参照</p> <p>※左記改正は令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。</p>
	<p>Ⅳ その他</p>	<p><b>1. 所得税及び個人住民税の非課税措置</b>                      国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税及び個人住民税を課さないこととする。</p> <p><b>2. 確定拠出年金制度の見直し</b>                      確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。                      (1) 確定給付企業年金制度の加入者の<b>企業型確定拠出年金の拠出限度額</b>(現行：月額2.75万円)を、<b>月額5.5万円</b>から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。                      (2) 確定給付企業年金制度の加入者の<b>個人型確定拠出年金の拠出限度額</b>(現行：月額1.2万円)を、<b>月額5.5万円</b>から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(<b>月額2万円</b>を上限)とする。</p> <p><b>3. 退職所得課税の適正化</b>                      (1) 短期退職手当等の課税方法                      その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での<b>勤続年数が5年以下</b>である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、<b>特定役員退職手当等に該当しないもの</b>(以下「<b>短期退職手当等</b>」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち<b>300万円を超える部分</b>については、退職所得の金額の計算上<b>2分の1とする措置を適用しない</b>こととする。                      (2) 源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等                      上記(1)の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置を講ずる。                      (3) 上記(1)の見直しに伴い、個人住民税について、退職所得課税の適正化その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>◆別紙「参考資料」<b>39</b>頁参照</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>41</b>頁参照</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>42</b>頁参照</p> <p>※上記改正は、令和4年分以後の所得税について適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>54</b>頁参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	IV その他 (続)	<p><b>4. 所得税の確定申告等</b>                      所得税の確定申告等について次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 所得税還付申告義務要件の見直し                      所得税法第120条第1項の規定により計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき又は控除しきれなかった予納税額があるときは、<b>確定申告書の提出を要しないこととする</b>。この場合における<b>確定申告書の提出期間</b>については、現行の申告義務のない者の還付申告書の提出期間（その年の翌年1月1日から<b>5年間</b>）と同様となる。</p> <p>(2) 上記(1)の改正に伴い、財産債務調査書の提出義務者の範囲について現行と同様とするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>(3) 上記(1)の改正に伴い、提出義務のなくなった申告書の提出があった場合において、その提出の日の翌日から起算して2年を経過する日が通常賦課決定の除斥期間経過後に到来するときは、その提出の日の翌日から起算して2年間、個人住民税の賦課決定を行うことができることとする。</p> <p><b>5. 年末調整手続の電子化等に係る事前承認の廃止</b>                      給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」という。）の支払を受ける者が、給与等の支払をする者に対し、次に掲げる源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払をする者が受けるべき<b>税務署長の承認を不要とする</b>ほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>(1) 給与所得者の扶養控除等申告書                      (2) 従たる給与についての扶養控除等申告書                      (3) 給与所得者の配偶者控除等申告書                      (4) 給与所得者の基礎控除申告書                      (5) 給与所得者の保険料控除申告書                      (6) 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除申告書                      (7) 所得金額調整控除申告書                      (8) 退職所得の受給に関する申告書                      (9) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書</p> <p><b>6. 非課税措置等の延長</b></p> <p>(1) 健康保険法の傷病手当金等                      健康保険法の傷病手当金等及び出産育児一時金等について、健康保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。                      ① 所得税及び個人住民税を課さない。                      ② 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止する。</p> <p>(2) 雇用保険法の育児休業給付等                      雇用保険法の育児休業給付等について、雇用保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。                      ① 所得税及び個人住民税を課さない。                      ② 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止する。</p> <p>(3) 児童扶養手当法の児童扶養手当                      年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の児童扶養手当法の児童扶養手当について、引き続き次の措置を講ずる。                      ① 所得税及び個人住民税を課さない。                      ② 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止する。                      ③ 児童扶養手当を受けている児童の母である者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。</p> <p>(4) 国民年金法の障害基礎年金等                      国民年金法の障害基礎年金等について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。                      ① 所得税及び個人住民税を課さない。                      ② 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止する。                      ③ 障害基礎年金を受けている者を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。</p>	<p>※左記(1)の改正は令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。また、左記(3)の改正は令和4年1月1日以後に上記の提出の日が到来する場合について適用する。</p> <p>※左記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	IV その他 (続)	<p><b>7. 個人住民税の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族の範囲</b>                      扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しない者を除外する。また、個人住民税均等割の税率軽減の判定の基礎となる扶養親族についても同様の措置を講ずる。</p> <p>(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者                      (2) 障害者                      (3) その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</p> <p><b>8. 個人住民税の確定申告簡略化</b>                      個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、<b>確定申告書</b>における個人住民税に係る<b>附記事項を追加</b>する。</p>	<p>※左記の改正は、令和6年分以後の個人住民税について適用する。</p> <p>※令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合に適用</p>
法人課税	I 産業競争力の強化に関する措置	<p><b>1. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設</b>                      産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画（仮称）について同法の認定を受けたものが、<b>同法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に</b>、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応（仮称）の用に供するために<b>ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）</b>の支出をした場合には、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。</p> <p>① 取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額の<b>30%の特別償却</b>とその取得価額の<b>3%</b>（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%）の<b>税額控除</b>との選択適用ができることとする。</p> <p>② 上記の繰延資産の額の<b>30%の特別償却</b>とその繰延資産の額の<b>3%</b>（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には<b>5%</b>）の<b>税額控除</b>との選択適用ができることとする。</p> <p>③ 上記①、②の税額控除における控除税額は、後記「<b>カーボンニュートラルに向けた投資促進税制</b>」の税額控除制度による控除税額との<b>合計で当期の法人税額の20%</b>を上限とする。</p> <p>（注1）上記の「事業適応設備」とは、事業適応計画に従って実施される事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア並びにそのソフトウェア又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。</p> <p>（注2）上記の「グループ」とは、会社法上の親子会社関係にある会社によって構成されるグループをいう。</p> <p>（注3）対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は<b>300億円を限度</b>とする。</p> <p><b>2. 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）の見直し</b></p> <p>(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度</p> <p>① 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を<b>2%</b>（現行：6%）に引き下げた上、その上限を<b>14%</b>（原則：10%）とする特例の適用期間を<b>2年延長</b>する。</p> <p>イ. 増減試験研究費割合が<b>9.4%超</b>                      → 10.145% + (増減試験研究費割合 - 9.4%) × 0.35</p>	<p>★デジタルトランスフォーメーション(DX)…デジタル技術をフル活用しながら、これまでにない製品やサービス・ビジネスモデルによって新たな価値を創出し、市場での優位性を確立する取組み。</p> <p>※左記①、②の法人税の特別償却を法人住民税及び法人事業税に、左記①、②の税額控除を中小企業者等に係る法人住民税にも適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>3～6頁</b>参照</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>7～10頁</b>参照</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	I. 産業競争力の強化に関する措置（続）	<p>ロ. 増減試験研究費割合が<b>9.4%</b>以下  → 10.145%－(9.4%－増減試験研究費割合)×0.175</p> <p>② 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が<b>2%</b>以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く。）の控除税額の上限に<b>当期の法人税額の5%</b>を上乗せする。  （注1）上記の「基準年度比売上金額減少割合」とは、当期の売上金額が令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその最後に終了した事業年度の売上金額に対する割合をいう。  （注2）上記の「基準年度試験研究費の額」とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の試験研究費の額をいう。</p> <p>③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を<b>2年延長</b>する。</p> <p>(2) 中小企業技術基盤強化税制</p> <p>① 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が<b>2%</b>以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除税額の上限に<b>当期の法人税額の5%</b>を上乗せする。</p> <p>② 増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が9.4%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限を<b>2年延長</b>する。  イ. 税額控除率（12%）に、増減試験研究費割合から<b>9.4%</b>を控除した割合に<b>0.35</b>を乗じて計算した割合を加算する。  ロ. 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。</p> <p>③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合（上記②の適用がある場合を除く。）における控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を<b>2年延長</b>する。  （注）税額控除率は17%を上限とする（現行と同じ。）。</p> <p>(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度</p> <p>① 対象となる特別試験研究費の額に国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を<b>25%</b>とする。  （注1）共同研究及び委託研究の範囲は、出資後10年以内に限定しないことを除き、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とする。  （注2）関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究並びに国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人への委託研究についても同様とする。</p> <p>② 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を加える。</p> <p>③ その事業年度における特別試験研究費の額であることの共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用の改善を行う。</p> <p>④ 特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する。  （注）中小企業者（適用除外事業者該当するものを除く。）及び農業協同組合等については現行どおりとする。</p> <p>⑤ 特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定する。  イ. 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	I. 産業競争力の強化に関する措置（続）	<p>ロ. 委託に係る委任契約等（契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。）において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。</p> <p>3. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し                      青色申告書を提出する法人（設立年度を除く。）が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の<b>新規雇用者比較給与等支給額</b>に対する増加割合が<b>2%以上</b>であるときは、<b>控除対象新規雇用者給与等支給額の15%</b>の税額控除ができる制度とする。                      この場合において、<b>教育訓練費の額の比較教育訓練費の額</b>に対する<b>増加割合が20%以上</b>であるときは、<b>控除対象新規雇用者給与等支給額の20%</b>の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は<b>当期の法人税額の20%</b>を上限とする（所得税についても同様とする。）。</p> <p>（注1）「<b>新規雇用者給与等支給額</b>」とは国内事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。）に対してその<b>雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額</b>をいい、「<b>新規雇用者比較給与等支給額</b>」とは、前期の<b>新規雇用者給与等支給額</b>をいう。</p> <p>（注3）「<b>控除対象新規雇用者給与等支給額</b>」とは、国内の事業所において新たに雇用した者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。）に対してその<b>雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額</b>をいう。但し、<b>雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を上限</b>とするとともに、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には所要の調整を行う。</p> <p>（注4）比較教育訓練費の額は、前期の教育訓練費の額とする。                      （注5）給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」につき範囲を明確化するとともに、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは<b>雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しない</b>こととする。</p> <p>4. 繰越欠損金の控除上限の特例の創設                      産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の<b>施行の日から同日以後1年を経過する日</b>までの間に産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けたもののうちその事業適応計画に従って同法の事業適応（仮称）を実施するものの適用事業年度において<b>特例対象欠損金額</b>がある場合には、その特例対象欠損金額については、<b>欠損金の繰越控除前の所得の金額</b>（その所得の金額の<b>50%</b>を超える部分については、<b>累積投資残額に達するまでの金額</b>に限る。）の範囲内で損金算入できることとする。</p> <p>（注1）事業適応は、経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして一定の基準に該当するものに限る。                      （注2）「<b>適用事業年度</b>」とは次のいずれにも該当する事業年度をいう。                      イ. 基準事業年度（特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が<b>最も早い事業年度後</b>の事業年度で<b>所得の金額が生じた最初の事業年度</b>をいう。）開始の日以後<b>5年</b>以内に開始した事業年度であること。                      ロ. 事業適応計画の実施時期を含む事業年度であること。                      ハ. <b>令和8年4月1日以前</b>に開始する事業年度であること。                      （注3）「<b>特例対象欠損金額</b>」とは<b>令和2年4月1日から令和3年4月1日</b>までの期間内の日を含む事業年度（一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度）において生じた青色欠損金額をいう。                      （注4）「<b>累積投資残額</b>」とは事業適応計画に従って行った投資額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得金額の<b>50%</b>を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額をいう。</p>	<p>★左記、増加割合が2%以上であるときは控除対象新規雇用者給与等支給額を外形標準課税における付加価値割の課税標準から控除できることとする。</p> <p>★左記、税額控除は中小企業者等に係る法人住民税にも適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」11頁参照</p> <p>◆別紙「参考資料」12頁参照</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	Ⅱ. 会社法改正に伴う措置	<p><b>1. 株式対価M&amp;Aを促進するための措置の創設</b></p> <p>法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする（所得税についても同様とする。）。</p> <p>（注1）対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が<b>80%以上</b>である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。</p> <p>（注2）株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える（株式交換及び株式移転についても同様とする。）とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。</p> <p>（注3）外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る。</p>	◆別紙「参考資料」13頁参照
	Ⅲ. 国際金融都市に向けた税制上の措置	<p><b>1. 特定投資運用業者に係る業績連動給与の緩和措置</b></p> <p>金融商品取引法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度（同法の改正法の施行の日以後に終了する事業年度に限る。）においてその業務執行役員に対して業績連動給与を支給する場合において、投資家の事前承認要件を満たすときは、その業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が提出した金融商品取引法の事業報告書で金融庁長官によりインターネットに公表されたものは、利益に関する指標等が記載されるべき有価証券報告書とみなすとともに、その法人が、その業績連動給与に係る算定方法の内容を、報酬委員会における決定等の手続終了の日以後遅滞なく、その事業報告書に記載して提出し、かつ、同法の説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表した場合には、算定方法の内容が有価証券報告書等で開示されていることとの要件を満たすこととする。</p> <p>※「特定投資運用業者」とは、その事業年度の収益の額の合計額のうち占める金融商品取引業者等の投資運用業務その他一定の業務に係る収益の額の合計額の割合が75%以上である法人（有価証券報告書提出会社及びその完全子法人を除く。）をいう。</p>	◆別紙「参考資料」14頁参照
	Ⅳ. 民間におけるデジタル化の促進	<p><b>1. 研究開発税制の見直し</b></p> <p>研究開発税制の対象となる試験研究費につき、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。</p> <p>① 試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加える。</p> <p>（注1）「非試験研究用資産」とは棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいう。</p> <p>（注2）上記に伴い、売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損を研究開発税制の対象となる試験研究費から除外するとともに、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用とする。</p> <p>② リバースエンジニアリング（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないもの）を除外する。</p> <p>③ 開発中の技術をその開発をする者において試行する場合において、その技術がその者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲について明確化する。</p>	◆別紙「参考資料」22頁参照

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	V. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	<p>1. 中長期環境適応生産性向上設備等の特別償却又は税額控除制度の創設</p> <p>産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画（仮称）について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その中長期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備（仮称）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）の取得等をして国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の<b>50%の特別償却</b>とその取得価額の<b>5%</b>（温室効果ガスの削減に著しく資するものは<b>10%</b>）の<b>税額控除</b>との選択適用ができることとする。</p> <p>ただし、税額控除における控除税額は、前記「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度」による控除税額との合計で当期の法人税額の<b>20%を上限</b>とする（所得税についても同様とする。）。</p> <p>（注1）「中長期環境適応生産性向上設備」とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の中長期環境適応（仮称）に用いられるものをいう。</p> <p>（注2）「中長期環境適応需要開拓製品生産設備」とは、中長期環境適応に用いられる製品であって、温室効果ガスの削減に資する事業活動に特に寄与する製品その他の我が国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品として主務大臣が定める製品の生産に専ら使用される設備をいう。</p> <p>（注3）対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は500億円を限度とする。</p>	<p>★カーボンニュートラル…排出される二酸化炭素などの温室効果ガスと、植林などで吸収される温室効果ガスの量が同じであること、またその状態をいう。</p> <p>★左記、法人税の特別償却を法人住民税及び法人事業税に、また、左記、税額控除を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>27,28</b>頁参照</p>
	VI. 中小企業向け投資促進税制等	<p>1. 法人税の軽減税率の特例</p> <p>中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を<b>2年延長</b>する。</p> <p>2. 中小企業投資促進税制</p> <p>次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(1) 対象となる指定事業に次の事業を加える。</p> <p>① 不動産業</p> <p>② 物品賃貸業</p> <p>③ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）</p> <p>(2) 対象となる法人に商店街振興組合を加える。</p> <p>(3) 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外する。</p> <p>3. 経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度</p> <p>特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>4. 中小企業経営強化税制</p> <p>中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上、上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称））が記載されたものに限る。）を実施するために必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>5. 所得拡大促進税制の見直し</p> <p>中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を<b>2年延長</b>する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(1) 適用要件の見直し</p> <p>適用要件うち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件を、<b>雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上</b>であることとの要件に見直す。</p>	<p>◆別紙「参考資料」<b>32</b>頁参照</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>33</b>頁参照</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>33</b>頁参照</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>34</b>頁参照</p>

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	VI 中小企業向け投資促進税制等（続）	(2) 税額控除率の上乗せ要件の見直し 税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件に見直す。 (3) 給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額の範囲明確化等 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、次の見直しを行う。 ① 上記(1)及び(2)の要件を判定する場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。 ② 税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。  6. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 (1) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入 中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）のうち同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。 (2) 中小企業事業再編投資損失準備金の取り崩し 上記(1)により損金算入された準備金は、次のいずれかに該当する場合は、取り崩して益金の額に算入する。 ① その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合 ② その株式等の帳簿価額を減額した場合 ③ 積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した場合※ ※③の場合には、その経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して益金算入する。 (注) 上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者等であって租税特別措置法の中小企業者に該当するものをいう。	◆別紙「参考資料」35頁参照
	VII その他の租税特別措置等	1. 医療用機器等の特別償却制度 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置につき次の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。 ① 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置を講ずる。 ② 対象機器の見直しを行う。  2. 中小企業者等の貸倒引当金の特例 割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率を1,000分の7（現行：1,000分の13）に引き下げる。  3. 特定資産の買換え 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例のうち過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。	



税目	内容	細目	適用時期															
資産課税	I. 国際金融都市に向けた税制上の措置	<p><b>1. 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し</b></p> <p>国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。</p> <p>(注1) 上記の「在留資格」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をいう。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>日本滞在中に死亡した外国人(被相続人)の滞在期間</td> <td>相続人が外国に居住(ex. 本国居住の家族)</td> <td>相続人が日本居住(相続開始前15年中10年以下)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現行</td> <td>10年以下</td> <td colspan="2">日本国内の財産のみ課税</td> </tr> <tr> <td>10年超</td> <td colspan="2">日本国内及び国外の財産に課税</td> </tr> <tr> <td>改正案</td> <td>入管法別表第一の在留資格で居住(居住期間不問)</td> <td colspan="2">日本国内の財産のみ課税(国外財産に課税しない)</td> </tr> </table>		日本滞在中に死亡した外国人(被相続人)の滞在期間	相続人が外国に居住(ex. 本国居住の家族)	相続人が日本居住(相続開始前15年中10年以下)	現行	10年以下	日本国内の財産のみ課税		10年超	日本国内及び国外の財産に課税		改正案	入管法別表第一の在留資格で居住(居住期間不問)	日本国内の財産のみ課税(国外財産に課税しない)		<p>◆別紙「参考資料」15頁参照</p>
		日本滞在中に死亡した外国人(被相続人)の滞在期間	相続人が外国に居住(ex. 本国居住の家族)	相続人が日本居住(相続開始前15年中10年以下)														
現行	10年以下	日本国内の財産のみ課税																
	10年超	日本国内及び国外の財産に課税																
改正案	入管法別表第一の在留資格で居住(居住期間不問)	日本国内の財産のみ課税(国外財産に課税しない)																
	II. 住宅取得資金贈与	<p><b>1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等</b></p> <p>(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について次の措置を講ずる。</p> <p>① 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、次のとおり令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>現行</td> <td>改正案</td> </tr> <tr> <td>消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等</td> <td>1,200万円</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅用家屋の新築等</td> <td>800万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額であり、一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、上記の非課税限度額からそれぞれ500万円を減じた額とする。</p> <p>② 受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上(現行：50㎡以上)に引き下げる。</p> <p>(注) 上記の改正は東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置についても同様とする。</p> <p>(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、床面積要件の下限を40㎡以上(現行：50㎡以上)に引き下げる。</p>		現行	改正案	消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円	上記以外の住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円	<p>※左記の改正は令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」20頁参照</p>						
	現行	改正案																
消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円																
上記以外の住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円																
	III. 教育資金、結婚・子育て資金の贈与	<p><b>1. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</b></p> <p>直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 相続財産への加算措置</p> <p>信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。</p> <p>① 23歳未満である場合</p> <p>② 学校等に在学している場合</p> <p>③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</p> <p>(注) 上記の「管理残額」とは、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額をいう(次の(2)において同じ)。</p>	<p>※上記(1)及び(2)の改正は令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」43,44頁参照</p>															

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	Ⅲ. 教育資金、結婚・子育て資金の贈与（続）	<p>(2) 相続税額の2割加算 上記(1)により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、<b>贈与者の子以外</b>の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の<b>2割加算の対象</b>とする。</p> <p>(3) 特例措置の対象となる教育資金の追加 本措置の対象となる教育資金の範囲に1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。</p> <p>(4) 申告書等の電磁的方法による提供 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。</p> <p>① 教育資金非課税申告書 ② 追加教育資金非課税申告書 ③ 教育資金非課税取消申告書 ④ 教育資金非課税廃止申告書 ⑤ 教育資金管理契約に関する異動申告書</p> <p><b>2. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</b> 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を<b>2年延長</b>する。</p> <p>(1) 相続税額の2割加算 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該<b>贈与者の子以外</b>の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の<b>2割加算の対象</b>とする。 (注)「管理残額」とは、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額をいう。</p> <p>(2) 受贈者年齢要件の引き下げ 受贈者年齢要件の下限を<b>18歳</b>（現行：20歳）以上に引き下げる。</p> <p>(3) 特例措置の対象となる結婚・子育て資金の追加 本措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。</p> <p>(4) 申告書等の電磁的方法による提供 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。</p> <p>① 結婚・子育て資金非課税申告書 ② 追加結婚・子育て資金非課税申告書 ③ 結婚・子育て資金非課税取消申告書 ④ 結婚・子育て資金非課税廃止申告書 ⑤ 結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書</p>	<p>※左記(3)の改正は令和3年4月1日以後に支払われる教育資金に適用する。</p> <p>※左記(1)の改正は令和3年4月1日以後、(2)の改正は令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等につき適用する。</p> <p>※左記(3)の改正は令和3年4月1日以後に支払われる結婚・子育て資金につき適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>45,46</b>頁参照</p>
	Ⅳ. 土地に係る固定資産税の負担調整措置	<p><b>1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置</b></p> <p>(1) 宅地等及び農地の負担調整措置 令和3年度～令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。</p> <p>(2) <b>令和3年度限りの措置</b> 上記(1)の上で、令和3年度限りの措置として、次の措置を講ずる。</p> <p>① 宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を<b>令和2年度の課税標準額と同額</b>とする。</p> <p>② 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 土地に係る都市計画税の負担調整措置…所要の改正を行う。</b></p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
資産課税	V 租税特別措置等	<p><b>1. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度</b>                      特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度について、登録有形文化財登録基準の改正を前提に、適用対象となる特定美術品の範囲に製作後<b>50年</b>を経過していない美術品のうち一定のものを加える。</p> <p><b>2. 事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度</b>                      個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた<b>乗用自動車</b>で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの（取得価額<b>500万円</b>以下の部分に対応する部分に限る。）を加える。</p> <p><b>3. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度</b>                      非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとする（(1)については、一般制度についても同様とする。）。                      (1) 被相続人が<b>70歳未満</b>（現行：60歳未満）で死亡した場合                      (2) 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合</p> <p><b>4. 不動産取得税の課税標準及び標準税率の特例措置</b>                      宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置並びに住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を、それぞれ<b>3年延長</b>する。</p>	
	VI その他	<p><b>1. 特定障害者に対する贈与税の非課税措置申告書等の提出方法</b>                      特定障害者に対する贈与税の非課税措置について、次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、受託者の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。                      (1) 障害者非課税信託申告書                      (2) 障害者非課税信託取消申告書                      (3) 障害者非課税信託廃止申告書                      (4) 障害者非課税信託に関する異動申告書</p> <p><b>2. 印紙税の非課税措置の延長</b>                      新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長する。</p>	
消費課税	I 車体課税	<p><b>1. 車体課税の見直し</b>                      (1) 国税                      排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（「自動車重量税のエコカー減税」）について、所用の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。                      (2) 地方税                      ① 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割については、環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率の適用区分につき所要の見直しを行う。                      ② 自動車税種別割において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（「種別割のグリーン化特例」）につき、適用期限を2年延長する。                      ③ 軽自動車税種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（「種別割のグリーン化特例（軽課）」）につき、適用期限を2年延長する。</p>	◆別紙「参考資料」29,30頁参照



税目	内容	細目	適用時期
消費課税	Ⅱ. その他	<p><b>1. 消費税の課税売上割合に準ずる割合に係る承認申請</b> 消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとする。</p> <p><b>2. 金・地金の課税仕入れに係る本人確認書類の厳格化</b> 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類のうち、<b>在留カードの写し</b>並びに国内に住所を有しない者の<b>旅券の写し</b>及びその他これらに類する書類をその対象から除外する。(別紙「参考資料」55頁参照)</p>	<p>◆付録②参照</p> <p>※左記の改正は令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れにつき適用</p>
国際課税	Ⅰ. その他	<p><b>1. 過大支払利子税制の見直し</b> 対象純支払利子等に係る課税の特例(「過大支払利子税制」)について、次の見直しを行う。 (1) 対象外支払利子等の額 次に掲げる金額を含めることとする。 ① 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れる予定利子の額 ② 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる予定利子の額 (2) 法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額 対象純支払利子等の額(対象支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額をいう。)の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額(その収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額をいう。)を受取利子等の額に加えることができることとする。</p> <p><b>2. 外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額の取扱い</b> 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額の取扱いについて、次の見直しを行う。 (1) 外国子会社から受ける配当等の額(外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限る。)に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限ることとする(現行：全額損金算入)。 (2) 外国子会社から受ける配当等の額(外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に限る。)に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、その配当等の額のうち外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分につきその適用を認めることとする(現行：全額不適用)。 (注) 上記(2)により外国税額控除の適用を受ける場合には、その対象とされる外国源泉税等の額は損金不算入とする。 (3) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について、上記と同様の見直しを行う。</p>	<p>※左記の改正は令和3年3月31日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。</p>
納税環境整備	Ⅰ. 税務関係書類の押印義務	<p><b>1. 税務関係書類における押印義務の見直し</b> 提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。 (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類 (注1) 国税犯則調査手続又は地方税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。 (注2) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。</p>	<p>※左記の改正は令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類につき適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」23頁参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納 税 環 境 整 備	Ⅱ 電 子 帳 簿 等 保 存 制 度	<p><b>1. 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の見直し</b></p> <p>(1) 承認制度…税務署長への<b>事前承認を廃止</b>する。</p> <p>(2) 電子帳簿保存の要件                      国税関係帳簿書類（国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。（2）において同じ。）について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、<b>次に掲げる要件</b>に従って、その国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存を行うことができることとする。</p> <p>① 電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと。</p> <p>② 電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること。</p> <p>③ 国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとする。</p> <p>(3) 加算税の軽減                      上記(2)①及び②の要件、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに下記2(4)の見直し後と同様の検索要件の全てを満たして一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等を行う者（その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限る。）のその電磁的記録に記録された事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正があった場合（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合を除く。）には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の<b>5%</b>に相当する金額を<b>控除した金額</b>とする。                      （注）「一定の国税関係帳簿」とは、所得税若しくは法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿又は消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿をいう。</p> <p>(4) 青色申告特別控除の適用要件                      上記の改正に伴い、<b>所得税の青色申告特別控除</b>の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳及び総勘定元帳につき国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の要件を満たす<b>電磁的記録の保存等</b>を行っていることを、仕訳帳及び総勘定元帳につき<b>上記(3)の要件を満たす電磁的記録の保存等</b>を行っていることとするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し</b></p> <p>(1) 承認制度…税務署長への<b>事前承認を廃止</b>する。</p> <p>(2) タイムスタンプ要件                      タイムスタンプ要件について、<b>付与期間</b>（現行：3日以内）を記録事項の入力期間（最長約<b>2月以内</b>）と同様とするとともに、受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、<b>タイムスタンプの付与に代える</b>ことができることとする。</p> <p>(3) 適正事務処理要件                      適正事務処理要件※を<b>廃止</b>する。                      ※適正事務処理要件とは、次の事項に関する規程を定め、それに基づき各事務を処理することをいう。</p> <p>①相互けん制…相互に関連する事務について、それぞれ別の者が行う体制</p> <p>②定期チェック…各事務に係る処理内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続</p> <p>③再発防止策…各事務に係る処理に不備があったと認められる場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策を検討する体制</p>	<p>※左記の改正は令和4年1月1日から施行することとし、左記1.(2)、2.(2)～(4)までの改正は同日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類につき、左記1.(3)の改正は同日以後に法定申告期限等が到来する国税につき、それぞれ適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>24頁</b>参照</p> <p>◆別紙「参考資料」<b>25頁</b>参照</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	Ⅱ 電子帳簿等保存制度（続）	<p>(4) 検索要件 検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保を不要とする。</p> <p><b>3. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し</b> 電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について次の見直しを行う。 (1) タイムスタンプ要件…付与期間（現行：遅滞なく）を上記2(2)の見直し後と同様の期間とする。 (2) 検索要件 上記2(4)と同様の措置を講ずることに加え、判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者が上記2(4)の求めに応じることとする場合にあっては、検索要件の全てを不要とする。 (注)「判定期間」とは、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。</p> <p><b>4. 電磁的記録の適正な保存を担保するための措置</b> 国税関係書類に係るスキャナ保存制度並びに申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度につき次のとおり電磁的記録の適正な保存を担保するための措置を講ずる。 (1) 加算税の加重 スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者又は申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者のその電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、<b>通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%に相当する金額を加算した金額</b>とする。 (2) 電磁的記録の取り扱い スキャナ保存が行われた国税関係書類の電磁的記録並びに申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、次のとおりとする。 ① スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者は、上記2(2)から(4)までの見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録についても保存しなければならないこととする。 ② 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は廃止する。 ③ 上記2(2)から(4)まで又は上記3(1)及び(2)の見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録については、国税関係書類等と扱わないこととするとともに、災害その他やむを得ない事情により、当該保存要件に従って当該電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合には、その事情が生じた日以後については、当該保存要件を不要とする。</p>	<p>※左記の改正は令和4年1月1日から施行することとし、左記4.(1)の改正は同日以後に法定申告期限等が到来する国税につき、左記4.(2)①の改正は同日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類につき、左記3.及び4.(2)②の改正は同日以後に行う電子取引の取引情報につき、それぞれ適用する。</p> <p>◆別紙「参考資料」25頁参照</p>
	Ⅲ 納税管理人制度	<p><b>1. 納税管理人制度の拡充…納税管理人制度について、次の措置を講ずる。</b> (1) 納税者に対する納税管理人の届出をすべきことの求め 納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項（以下「特定事項」という。）を明示して、<b>60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日（以下「指定日」という。）までに、納税管理人の届出をすべきことを求めることができることとする。</b></p>	<p>☆左記、「所轄税務署長等」とは、その納税者に係る国税の納税地を所轄する税務署長又は国税局長をいう。</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	Ⅲ. 納税管理人制度（続）	<p>(2) 国内便宜者に対する納税者の納税管理人となることの求め 納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、特定事項の処理につき便宜を有する者（国内に住所又は居所を有する者に限る。以下「国内便宜者」という。）に対し、その納税者の納税管理人となることを求めることができることとする。</p> <p>(3) 税務当局による特定納税管理人の指定 所轄税務署長等は、上記(1)の求めを受けた納税者（以下「特定納税者」という。）が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、上記(2)により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の国内関連者を特定事項を処理させる納税管理人（以下「特定納税管理人」という。）として指定することができる。 (注)「一定の国内関連者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。 ① 特定納税者が個人である場合…次に掲げる者 イ. その特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者 ロ. その特定納税者の国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実についてその特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者 ハ. 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその特定納税者が継続的に行う場を提供する事業者 ② 特定納税者が法人である場合…次に掲げる者 イ. その特定納税者との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%以上を保有する関係その他の特殊の関係のある法人 ロ. その特定納税者の役員又はその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者 ハ. 上記①ロ又はハに掲げる者</p> <p>(4) 特定納税管理人の指定他 上記(3)の特定納税管理人の指定については、特定納税者及び特定納税管理人に対して書面により通知を行い、これらの者による不服申立て又は訴訟を可能とするほか、所要の措置を講ずる。</p>	<p>※前頁及び左記の改正は、令和4年1月1日以後に行う上記(1)から左記(2)、(3)までの求めについて適用する。</p>
	Ⅳ. 地方税共通納税システム & V. 個人住民税の特別徴収税額通知	<p><b>1. 地方税共通納税システムの対象税目の拡大</b> 地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に<b>固定資産税、都市計画税</b>、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて<b>電子的に納付を行うことができるよう</b>、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化</b> 個人住民税の特別徴収税額通知について、次の見直しを行う。 (1) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容をeLTAX経由で、当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととする。 (注) 現在、選択的サービスとして行われている、書面による特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の送付の際の電子データの<b>副本送付は、終了することとする。</b> (2) 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であつて、個々の納税義務者に当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたときは、市町村は当該通知の内容をeLTAX経由で当該特別徴収義務者に提供し、当該特別徴収義務者を経由して納税義務者に提供しなければならないこととする。この場合において、当該特別徴収義務者は、当該通知の内容を電磁的方法により納税義務者に提供するものとする。</p>	<p>※左記改正は令和5年度以後の課税分について適用する。</p> <p>※左記改正は令和6年度分以後の個人住民税につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	VI その他	<p><b>1. スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設</b>                      国税・地方税の納付手続について、国税・地方税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者又は地方団体の長が指定する事業者<sup>1</sup>に納付を委託することができることとする。この場合において、納付受託者が国税・地方税を納付しようとする者の委託を受けた日に国税・地方税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 国外からの納付方法の拡充</b>                      国外に住所又は居所を有する納税者が行う国税の納付について、国外の金融機関を通じて国税収納官吏の国内預金口座に送金する方法により行うことができることとする。この場合において、その国外の金融機関を通じて送金した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付に必要な情報の提供手続等について所要の措置を講ずる。</p> <p><b>3. e-Taxによる申請等の方法の拡充</b>                      税務署長等に対する申請等で電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとする。                      （注1）上記の改正の趣旨を踏まえ、上記の申請等については、<b>施行日前</b>においても、運用上、上記により行うことができることとする。                      （注2）政府全体として行政手続のデジタル化の推進を図る観点から、上記の改正と併せて、e-Taxとマイナポータル等のシステム連携による申告利便等の更なる向上に取り組む。</p> <p><b>4. 処分通知等の電子交付の拡充</b>                      電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等について、その範囲に次の処分通知等を加える。                      ① 加算税の賦課決定通知書の送付                      ② 所得税の予定納税額等の通知（予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含む。）                      ③ 国税還付金振込通知書の送付</p> <p><b>5. クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備</b>                      支払調書等の提出をする者は、あらかじめ<b>税務署長に届け出た場合には、クラウド等</b>（国税庁長官の定める基準に適合するものであることについてそのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限る。）に備えられたファイルにその支払調書等に記載すべき事項（以下「記載情報」という。）を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、<b>支払調書等の提出をすることができる</b>こととするほか、所要の措置を講ずる。                      （注1）上記の届出及び国税庁長官の認定に関する手続は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。                      （注2）上記の改正と併せて、クラウド等に記録された支払調書等の記載情報を納税者が活用するための対応を運用上行う。</p> <p><b>7. 納税地の異動があった場合における質問検査権の管轄の整備</b>                      法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について、調査通知後に納税地の異動があった場合において、その異動前の納税地の所轄国税局長又は所轄税務署長が必要があると認めるときは、その<b>異動前の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員が質問検査権を行使することができる</b>こととする。</p>	<p>※左記の改正は、令和4年1月4日以後に納付する国税、同日以後に地方税の納付を委託する場合について適用する。</p> <p>※左記の改正は、令和4年1月4日以後に納付する国税について適用する。</p> <p>※左記の改正は、令和3年4月1日以後に行う申請等について適用する。</p> <p>※左記改正の施行日は省略</p> <p>※左記改正は令和4年1月1日以後に提出する支払調書等について適用する。</p> <p>※令和3年7月1日以後に新たに納税者に対して開始する調査、当該調査の反面調査につき適用</p>

税 目	細 目
<p>検 討 事 項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>年金課税</b>については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、<b>拠出・運用・給付を通じて課税のあり方</b>を総合的に検討する。</li> <li>2. <b>デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化</b>については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして<b>多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策</b>を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。</li> <li>3. <b>小規模企業等に係る税制のあり方</b>については、働き方の多様化を踏まえ、<b>個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等</b>にも配慮しつつ、<b>個人と法人成り企業に対する課税のバランス</b>を図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「<b>所得の種類に応じた控除</b>」と「<b>人的控除</b>」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</li> <li>4. 相続等に係る<b>不動産登記の登録免許税のあり方</b>については、所有者不明土地等問題の解決に向けて、相続発生時における登記申請の義務化、新たな職権的登記の創設等を含めた不動産登記法等の見直しについて次期通常国会に関連法案を提出する方向で検討が進められていることから、その成案を踏まえ、<b>令和4年度税制改正において必要な措置を検討</b>する。</li> <li>5. <b>自動車関係諸税</b>については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その<b>課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討</b>を行う。</li> <li>6. <b>原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化</b>については引き続き検討する。</li> <li>7. 帳簿等の<b>税務関係書類の電子化を推進</b>しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、正規の簿記の原則に従った帳簿の普及、トレーサビリティ（商品の生産から消費までの過程を追跡すること）の確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者の事務負担やコストにも配慮しつつ、記帳水準の向上、電子帳簿の信頼性の確保に向け<b>優良な電子帳簿の普及を促進するための更なる措置</b>、記帳義務の適正な履行を担保するための<b>デジタル社会にふさわしい諸制度のあり方</b>やその工程等について早期に検討を行い、結論を得る。</li> <li>8. <b>税理士制度</b>については、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、<b>税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める</b>。</li> <li>9. 事業税における<b>社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率</b>については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</li> <li>10. <b>ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税</b>については、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、<b>付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくこと</b>について、引き続き検討する。</li> </ol>



税 目	細 目
<p>令和3年度税制改正の基本的考え方</p>	<p>5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し</p> <p>(1) 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税のあり方</p> <p>(2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方</p> <p>(3) 相続税・贈与税のあり方</p> <p>① 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し</p> <p>② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討</p> <p>高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。</p> <p>わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。</p> <p><b>諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。</b></p> <p>今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、<b>相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する</b>観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。</p> <p><b>【補足】</b></p> <p>相続税と贈与税につき、海外では資産を移転した時期に関わらず、公正な課税がされていると言われています。</p> <p>一方、現在の日本の税制では贈与額を毎年の小分けにし、相続税の節税を図ることが可能です。これを一体化し、節税できなくしてしまおうという検討が進められたということです。すなわち、「過去の贈与額を相続財産に加算する」ということです。</p> <p>ちなみに、主要国におけるこの加算の制度がどうなっているかというのと次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アメリカ・・・過去分すべて</li> <li>○ イギリス・・・過去7年分</li> <li>○ ドイツ・・・過去10年分</li> <li>○ フランス・・・過去15年分</li> </ul> <p>これに対し、<b>日本は次のとおりです。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暦年贈与は過去<b>3年分</b></li> <li>○ 相続時精算課税制度による贈与は過去分すべて</li> </ul> <p>※過去分すべてといっても相続時精算課税制度による<b>贈与を行った年以後分</b>です。</p> <p>具体的にどうなるのかはこれからの議論になるので一概にはいえません。</p> <p>国税サイドが「過去の贈与を把握するシステム」の導入も必要になりますが、現状はありませんし、贈与税の申告を電子申告としたとしても、贈与税の電子申告は平成24年分から開始されましたので、過去のデータがすべて残っている訳ではありません。</p> <p>いずれにしましても、贈与税と相続税の一体課税はかなり高い確率で税制改正がされることになると言えるでしょう。</p>